

令和5年5月市議会臨時会提出議案

八 尾 市

議案第32号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第4号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年3月31日専決

八尾市長 山本 桂 右

記

1 和解の相手方

八尾市木の本二丁目107番地の3

馬場 伸治

2 和解の要旨

- (1) 本市は、本件事故に係る物的損害賠償として、相手方に対し、金2,090,000円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和4年5月3日午前10時20分頃、八尾市木の本二丁目107番地の3先路上において、本市環境事業課職員が作業を終え、前方から走行してきた車両に進路を譲るため塵芥車を後退させたところ、当該塵芥車の右側後方部が相手方住宅のブロック塀に接触し、当該ブロック塀等が破損するとともに、電動式カーゲートに損害が生じたものである。

議案第33号

八尾市市税条例の一部改正専決処分承認の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第5号

八尾市市税条例の一部改正専決処分の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年3月31日専決

八尾市長 山 本 桂 右

八尾市条例第 8 号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第36条中「第 5 号の15様式」の次に「又は第 5 号の15の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第42条第 1 項及び第 5 項中「第22号の 4 様式」の次に「又は第22号の 4 の 2 様式」を加える。

第43条第 1 項中「第22号の 4 様式」の次に「又は第22号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第104条第 1 項及び第 5 項並びに第107条第 1 項中「第34号の 2 の 5 様式」の次に「又は第34号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第10条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第12条の 2 第 3 項中「附則第15条第26項第 1 号イ」を「附則第15条第25項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第15条第26項第 1 号ロ」を「附則第15条第25項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第15条第26項第 1 号ハ」を「附則第15条第25項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第15条第26項第 1 号ニ」を「附則第15条第25項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第15条第26項第 2 号イ」を「附則第15条第25項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第15条第26項第 2 号ロ」を「附則第15条第25項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第15条第26項第 2 号ハ」を「附則第15条第25項第 2 号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第 3 号イ」を「附則第15条第25項第 3 号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第 3 号ロ」を「附則第15条第25項第 3 号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第 3 号ハ」を「附則第15条第25項第 3 号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第13条第12項中「附則第 7 条第13項」を「附則第 7 条第17項」に改める。

附則第37条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第38条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第38条の2の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第38条の2の3を次のように改める。

第38条の2の3 削除

附則第38条の7第3項を削る。

附則第42条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第38条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の八尾市市税条例附則第38条の2の3及び第38条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第34号

令和5年度八尾市一般会計第4号補正予算専決処分承認の件

令和5年度八尾市一般会計第4号補正予算については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年5月18日提出

八尾市長 山本桂右

専決第6号

令和5年度八尾市一般会計第4号補正予算専決処分の件

令和5年度八尾市一般会計第4号補正予算については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年4月14日専決

八尾市長 山本桂右

議案第35号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正専決処分承認
の件

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部改正については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第7号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正専決処分の件

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部改正については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年5月8日専決

八尾市長 山本桂右

八尾市条例第9号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する
条例制定の件

八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例を次の
とおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年5月18日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

本市における厳しい財政状況に鑑み市長として自らの姿勢を示し、身を切る改革を実行するとともに、あわせてその他の常勤特別職職員にあっては総合的に考慮し、給料及び退職手当を減額する措置を講ずるにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する 条例

(給料の減額)

第1条 令和5年6月1日から令和9年4月30日（この条例の施行の際現に市長の職にある者がその任期の途中で退職した場合は、当該退職の日。以下同じ。）までの間（以下「特定期間」という。）における八尾市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号。以下「特別職給与条例」という。）第1条各号に掲げる特別職の職員の給料月額を、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に定める給料月額に、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

- (1) 市長 100分の70
- (2) 副市長 100分の80
- (3) 病院事業管理者 100分の85
- (4) 水道事業管理者 100分の85
- (5) 監査委員 100分の85

2 特定期間における教育長の給料月額は、教育長の給与等に関する条例（昭和39年八尾市条例第31号。以下「教育長給与等条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(退職手当の不支給等)

第2条 この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した場合（任期が満了した場合を含む。）には、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対しては、特別職給与条例第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の退職手当は支給しない。この場合における同条第9項の規定の適用については、同項中「八尾市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第6条第1項から第7項まで」とあるのは、「八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当

の特例に関する条例（令和5年八尾市条例第 号）第2条第1項前段」とする。

- 2 この条例の施行の際現に前条第1項第2号から第5号までのいずれかの職又は教育長の職にある者（この条例の施行の日の翌日から令和9年4月30日までの間において、これらの職に就任した者を含む。）が退職した場合（任期が満了した場合を含む。）におけるこれらの職にある者の退職手当の算定については、特別職給与条例第6条第2項及び第3項（これらの規定を教育長給与等条例第2条において準用する場合を含む。）並びに第7項第1号の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にそれぞれ100分の50を乗じるものとする。この場合における特別職給与条例第6条第9項の規定の適用については、同項中「第7項まで」とあるのは、「第7項まで及び八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和5年八尾市条例第 号）第2条第2項前段」とする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、令和5年6月1日から施行する。

（八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例の廃止）

- 2 八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和元年八尾市条例第4号）は、廃止する。

（給料の減額の特例）

- 3 令和5年6月1日から同月30日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「100分の70」とあるのは「100分の40」と、「100分の80」とあるのは「100分の60」と、「100分の85」とあるのは「100分の70」とする。

令和5年5月市議会臨時会提出議案

令和5年5月発行（R5-43）

八尾市総務部政策法務課